

令和7年度 第2回習志野市環境審議会 会議録

1 開催日時 令和7年9月24日（水）10:00～11:55

2 開催場所 市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【会 長】東邦大学理学部生命圏環境科学科	教 授	朝倉 暁生
【副会長】習志野市議会議員		田中 真太郎
【委 員】習志野市議会議員		荒原 ちえみ
習志野市議会議員		金井 宏志
千葉工業大学先進工学部生命科学科	教 授	村上 和仁
千葉工業大学創造工学部都市環境工学科	教 授	小田 僚子
東邦大学理学部生命圏環境科学科	准教授	今野 大輝
日本大学生産工学部環境安全工学科	教 授	武村 武
習志野市連合町会連絡協議会		吉田 文雄
習志野商工会議所 女性会		梓澤 キヨ子
NPO法人樹の生命を守る会	樹木医	有田 和實
公 募 委 員		香取 裕子
公 募 委 員		三浦 由久
公 募 委 員		古月 美恵

【事務局】都市環境部	技 監	金坂 邦仁
都市環境部	部 長	森野 繁
都市環境部	次 長	多田 弘一
環境政策課	課 長	三橋 智
	主 幹	湯本 麻希子
	副 主 査	飯田 友恵

【関係者】環境政策課	係 長	鈴木 喬
環境政策課	主 査	遠藤 雅俊
環境政策課	主 査 補	名倉 亜希子
環境政策課	副 主 査	吉田 正樹
公園緑地課	課 長	金坂 雅樹
公園緑地課	主 幹	田村 賢司
公園緑地課	副 主 査	久保 皓介
クリーンセンター	所 長	仁王 俊明
クリーン推進課	課 長	村山 貴弘
クリーン推進課	主 幹	福田 淳
クリーンセンター業務課	課 長	小久保 範彰

【欠席委員】	日本大学生産工学部土木工学科	教 授	佐藤 克己
	習志野市医師会	医 師	吉岡 敏江
	習志野商工会議所 女性会	会 長	桜丘 けい子
	千葉みらい農業協同組合	理 事	渡邊 勇

傍聴人 : 3名

4 議題

日程第1 会議の公開

日程第2 会議録の作成等

日程第3 会議録署名委員の指名 (小田委員 三浦委員)

日程第4 諮問

①習志野市環境保全条例の一部改正について

②習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の
規制基準の変更について

③次期習志野市環境基本計画策定について

④次期習志野市緑の基本計画策定について

日程第5 報告

①環境審議会へ提出された意見書の取り扱いについて

日程第6 その他

5 会議資料

■諮問① 習志野市環境保全条例の一部改正について

■諮問② 習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の
規制基準の変更について

■諮問③ 次期習志野市環境基本計画策定について

③－1 習志野市環境基本計画（素案）令和7年9月版の概要

③－2 習志野市環境基本計画（素案）令和7年9月版

■諮問④ 次期習志野市緑の基本計画策定について

④－1 次期習志野市緑の基本計画策定素案（概要版）

④－2 次期習志野市緑の基本計画策定素案

■報告①

・「習志野市環境基本計画（素案）」令和7年7月版に関する修正意見書

6 議事内容

(朝倉会長)

ただいまから令和7年度第2回習志野市環境審議会の会議を開会する。

本会議は規定により、委員9名以上の出席が成立要件となっており、出席委員は13名によって本会議は成立した。

【日程第1】会議の公開

(朝倉会長)

本日の会議は習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により原則公開となっている。

ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、よろしいか。

(委員一同)

異議なし

(朝倉会長)

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、入口でお配りした注意事項を守りようをお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があるので、ご承知おきいただきたい。

非公開となった場合は指示に従っていただく。

【日程第2】会議録の作成等

(朝倉会長)

日程第2「会議録の作成等」についてお諮りする。

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名および所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと思うがご異議あるか。

(委員一同)

異議なし

(朝倉会長)

異議なしと認め、そのように取り扱うことに決定する。

【日程第3】会議録署名委員の指定

(朝倉会長)

日程第3「会議録署名委員の指定」についてお諮りする。

会議録の作成にあたり、正確性、公平を期すため、会議録署名人を私から指名させていただきますが、ご異議あるか。

(委員一同)

異議なし

(朝倉会長)

異議なしと認める。

名簿順で小田僚子委員と三浦由久委員を指名させていただく。

なお、会議録の内容の確認については、会議録署名人の署名とする。

【日程第4】諮問事項

(朝倉会長)

日程第4「諮問事項」に入る。

関連する内容になる事から、

諮問①「習志野市環境保全条例の一部改正について」及び

諮問②「習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の規制基準の変更について」2点まとめて事務局から説明願う。

■諮問① 習志野市環境保全条例の一部改正について

諮問② 習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の
規制基準の変更について

【(概要説明) 都市環境部 環境政策課 三橋課長】

(資料: 諮問①「習志野市環境保全条例の一部改正について」

諮問②「習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の規制基準の
変更について」に基づいて説明)

【質疑応答】

(三浦委員)

国の法令に従って基準を緩くするように印象を受け、極めて懸念を感じた。

今の条例のままで良い気がする。

作業工数が増えることは承知の通りであるが、これまで市としてやってきたと思うので、個人の意見ではあるが市の条例の基準を下げるのは懸念が生じる。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

数値としては緩くなるが、現状、苦情等があった場合、基準の数値に関わらず現地へ行き業者へ指導等を行っており、今後も変わらず丁寧に対応していきたいと考えている。

(三浦委員)

津田沼 1 丁目の五差路で夜中に下水道工事をやっており、騒音、振動がひどく、真夜中だった事から市役所へ連絡できず、工事業者へ直接話をして対応してもらった事があったので、今後とも注視し、業者の指導等お願いしたい。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

変わらず、今後も対応していきたい。

(荒原委員)

なぜ習志野市が厳しいのか説明したいと思う。

昭和 51 年 3 月の習志野市公害防止計画には、憲法第 92 条「地方自治の本旨」に基づいて、地域住民のくらしに直結している地方公共団体は住民の健康を保護し、その生活環境汚染から住民を守る一義的な任務を信託されている。

この見地から、地方公共団体が当該地域の環境汚染の実態を科学的に把握し、環境保全と住民生活の安全を目指す具体的な計画を作成することは、きわめて重要かつ基礎的行政課題といえようという観点から、習志野市文教住宅都市憲章が昭和 45 年に制定された。

第 10 条は「この憲章を施行するために必要な事項は条例および規則で別に定める。」とし、第 10 条の主旨を成文化したものの 1 つが昭和 45 年 10 月に施行された公害防止条例であり、この公害防止条例はあらゆる公害から文教住宅都市としての生活環境の保全をはかり、市民の生活を守り、市民の福祉の増進に寄与することを目的としていと記載されている。

習志野市文教住宅都市憲章によって守られてきているために、習志野市は市民にとって住みやすい町と言われていると思う。

三浦委員同様、守っていくべきではないかと思うがいかがか。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

今回、条例の方が厳しい状況になっている事について、指導、許可に当たるための基準が現在 70 デシベルになっているが、環境保全条例での指導にあたっては、生活環境が著しく損なわれていると認めるときとなっている。

騒音規制法では 85 デシベルを超えるものでないこととされており、この基準に適する限りは、生活環境を著しく損なうことはないと解釈されるため、指導という観点から見ると、今回 85 デシベルへ変えたとしても、現在の状況と全く変わらないことになる。

実際は、数値に関わらず現地確認及び注意等を行っているので、変更したとしても変

わることはない想定している。

（朝倉会長）

質問の趣旨に合っていない回答である。

質問内容としては、他の市町村よりも習志野市は厳しくした状況があるにも関わらず、緩和するのはどういう事かという事なので、今問題がないからという事でなく、当時の検討状況と習志野市で厳しくした理由を踏まえ、判断しないといけないという趣旨かと思う。

（都市環境部 環境政策課 三橋課長）

今回の改正にあたって昭和 45 年当時の会議録等を調べたが、なぜ 70 デシベルにしたのかは不明である。

70 デシベルにしないと文教住宅都市憲章を守ることが出来ないわけではないが、基準が条例と法律と二重にある事で、どちらを守るのか現場では非常に説明が難しい状況である。

基準については、近隣市と同様に法律に合わせていかなければ指導等しにくいことから、今回、改正しようという事である。

数値は緩和される形になるが、文教住宅都市憲章の理念は当然持って、仕事に臨んでいるので、数値に関わらず今後も業者への指導等には臨んでいく。

（荒原委員）

騒音レベルからすると 70 から 85 デシベルに上げると、非常に大きな音になる。

セミの鳴き声や騒々しい街頭が 70 デシベル、地下鉄や電車の車内が 80 デシベルとなっており、90 デシベルになると騒々しい工場の中になる。

この中間が 85 デシベルになるが、騒音としては非常にうるさくなる。

また振動の面においても違ってくることから、やはり現状の習志野市の数値でいいのはいいかと思うがいかがか。

（都市環境部 環境政策課 三橋課長）

工事の間、騒音数値の 85 デシベルが続くのであれば指導対象になるが実際、該当するような事態になっていない状況である。

（朝倉会長）

これまでの規制で実際に措置命令等したことはないとの事だが、現在の状況であることにより環境行政が負担を強いられてきている状況等はあるか。

（都市環境部 環境政策課 三橋課長）

事務に関して、許可制から届出制に変更したいところがメインになる。

他市では届出のみで終わるところ、本市では許可制となっていることから、書類の確認、現地確認、許可証の発行等の事務を年間 400 件以上行っており、非常に事務量が多い状況で

ある。

また、申請する業者より、法律で届出制となっているにも関わらず、なぜ習志野市だけ許可制なのかという声もある。

改正する事により、近隣市でも行っている電子申請等ができ、また事務量においても年間作業時間として 100～150 時間削減できるであろうと事務局としては見ているところなので、法令よりも上回る部分を改善していきたいと考えたところである。

（吉田委員）

許可制を届出制にすることはいいと思っており、騒音と振動については法律に違反していないので問題ないと思われるが、規制の数値について住民の立場としては、改正前の数値で規制をかけておいた方が助かる。

（都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長）

騒音は 70 デシベルで許可しているが、工事の苦情については 85 デシベルを超えないと指導、勧告できない状態になっているため、現状と全く変わらない状況になる。

（吉田委員）

指導出来ないのであれば、70 デシベルで設定した条例がおかしいのではないか。

70 デシベルで指導すべきだと思う。

（都市環境部 環境政策課 三橋課長）

市独自の条例を作って規制を上乗せしても違反ではない事は確認できたが、基準を 70 デシベルにした経緯は不明である。

また、規制基準が 70 デシベル及び 85 デシベルと 2 種類あり、85 デシベルの範囲でしか指導できず、この差を説明する事が非常に難しい事から他市と合わせたいという趣旨での提案である。

（三浦委員）

条例は国の法律より上回ってもよくて、習志野市が環境を守るための市の矜持だと思う。

なぜ、緩くしなければいけないのか、作業的に色々な手続きがあり大変だと思うが、それなりに人と時間とお金を割くべきではないかと思う。

作業工数のためだけに基準を緩めるのは私には理解できない。

（荒原委員）

昭和 55 年 4 月策定の「習志野市公害防止計画中期計画（昭和 54 年～58 年度）」の中で、『騒音、振動等の局地的公害を多発させる現象を示す結果となった。このような公害規制は、これまでの行政指導の範疇におさまりきれなくなったこと、また法令は、地域の特性合わせたきめ細かい規制を困難にしているところから、市独自の公害防止条例を制定せざるをえない

状況になった。昭和 45 年に制定したこの公害防止条例は、『これまでの国、県が行ってきた環境行政に対する真摯な反省と、将来への厳粛な誓いとが全市民的な力強い活力となって整備されるに至ったものである。』と記載されているところを見てもらいたい。

（朝倉会長）

事務局いかがか。

（都市環境部 環境政策課 三橋課長）

昭和 63 年 12 月の国からの通達では、地方公共団体が建設作業に伴って発生する騒音を規制する条例を制定または改廃しようとする場合には、その規制の方法、内容について本基準に定める規制の程度と均衡を失することのないようにされたい事との通達が発せられているところである。

本市として均衡を失することがないかという違う部分があり、揃えたいと思っている。

（都市環境部 森野部長）

貴重なご意見ありがとうございます。

市として当然だが、志高く法律を上回って定めていたという事だと思う。

極端な言い方をすると過度の義務を果たしてしまう事になっている事について、市民生活を守るために継承していく事もとても大事であるが、国からの通達を受ける中で市民生活を守るという考え方は全く変わらない中で、今回、提案している内容について、数値にこだわることは当然であり、私も最初に聞いたときに同様の感想を持った。

許可と届出については、現在本市では許可を受けなければならないとなっているが、法律では届出で良いとなっている。

事務量等と総合的に判断した中では、デジタルと DX の時代に、改正することによりデジタル化し事務改善していきたいと思っの提案である。

数値については、国の基準に合わせるという事だけで、市としての志、市民生活を守る事について、悪い方向に基準を緩くするものではないという事はご理解いただき、審議会で審議していただければと思う。

（田中委員）

現在の条例は、吉野（元市長）市政の際に作ったものである。

吉野元市長は、社会党の市長であった事から、色々なものを打ち出し埋立て等、土木工事が盛んに行われた時代であり、騒音、振動を懸念し、国の基準を超えるような条例制定であったと感じている。

また、条例制定時は良かったが、今となっては他市と比べ工事業者等かなり不公平な扱いを受けているのではないかとと思っている。

(荒原委員)

現在も地域ではマンションや病院の建設が行われており、制限は習志野市として必要ではないかと思う。

(香取委員)

振動や騒音についての測定の時間帯や測定時間等を教えてもらいたい。
違法になる数値等はどのくらいなのか。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

千葉県に確認を行ったところ、時間については特定の時間はなく、一定の作業時間を測定する事になっており、作業についても特定建設作業(重機を使用した作業)も指定する重機が対象になる事から、ダンプが通行する音等は除いた音になる。

(朝倉会長)

測定時間の中で、何分超過したらダメなのかという事を説明して欲しいという事だと思う。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

1 時間の内、何分超過したらいけないという基準はなく一定の作業でどのくらい音が出ているのかを測定する。

(朝倉会長)

測定中に一瞬でも 85 デシベルを超えたらダメという事か。
判定基準を教えてもらいたい。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

100 個音のサンプルを取り、上位 5 個を代表値として採用している。

(香取委員)

時間帯による制限はないのか。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

基本的には 8 時から 18 時と習志野市の条例で定めているが、通行量の多い場所や人命に関わる時など、イレギュラーの場合は夜間許可している場合もある。

(香取委員)

音の感じ方については個人差があるため、法令的に難しい部分があることや、国と合わせたいという点では、色々な面で説明が難しい点で一理ある。

時代と共に合わせていかなければいけない点はあると考ええると、市民としては合わせない

方がいいが、色々な面で市の提案もわかる。

(金井委員)

習志野市と隣接している船橋市や八千代市、千葉市等で行っている工事については、国の法律の基準でやっており、隣接しているところに住む習志野市民が 70 デシベルを超えていると言っても工事業者としては国の基準で実施しているから大丈夫であるという理屈が通ってしまう事や、県道等の工事について法律の基準 85 デシベル以内で工事を行っている場合、なにも言えないという事になるのか。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

全国 100 以上の市町村の条例等を調べた結果、許可制及び独自の騒音基準を設けている市町村は習志野市だけであった。

船橋市、八千代市、千葉市等はすべて同じ法令に合わせた数値となっている。

現状、習志野市では許可制とし 70 デシベルで許可を出しているが、苦情があればデシベル関係なく現地へ行くが、指導については国の法令基準の 85 デシベルでなければ指導できない状況である。

また、隣接する市で行われている工事についても、各市に届出がされているため、習志野市からは何も出来ない状況である。

(朝倉会長)

市内の国道や県道等についても質問があったと思う。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

市内の国道、県道についても習志野市域での工事については、本市に申請を行い 70 デシベルで許可を出している。

ただ、指導については法律の 85 デシベルでないと指導できない状況である。

(古月委員)

70 デシベルを規定しても、85 デシベルでないと指導できないのであれば 70 デシベルという基準は意味がないという事か。

50 年間、あまり意味がない数字を追いかけてきたという事になるのか。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

実態としてそういう事になる。

(朝倉会長)

時間の関係で取りまとめを行いたいと思う。

他に意見があればお願いしたい。

(荒原委員)

70 デシベルで許可をしているのであれば、業者は 70 デシベルを守らなければいけないという認識があるのではないか。

指導が出来る出来ないではなく、基準を守ろうとする認識を持ってもらうというところは習志野市としていい政策だと思う。

許可制から届出制への変更は、事務量については何とかした方がいいと思うが、公害防止のために市長の確認が必要ではないかと思う。

(朝倉会長)

他市との比較の中で、届出制を許可制にしておくことや、騒音値を低く抑えてもらう事によって工事費用等が上がり、入札を行った際に不調に終わってしまう等のデメリットはないのか。

(都市環境部 環境政策課 環境保全係 鈴木係長)

工事費用への影響については把握できていないが、実際に使用する重機について 70 デシベルを超えるものになるため、習志野市で工事が出来ない事も考えられる。

(朝倉会長)

現状のままだと、大型の重機が使用できない事により工期の延長や、工事費がかさむ等のデメリットも考えられる理解でよいのか。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

実際の金額を把握していないので分からないが、調べている中でそういう事もあり得ると考えている。

(朝倉会長)

規制基準の改正や届出制から許可制について、皆様のご意見を伺いたいと思う。

●諮問 1-①「規制基準の改正」

規制基準、企業選定基準の改正について、法令等の改正に伴い独自の判断をする余地がない場合においては、当審議会の答申を省略可能とすることについてご異議ある方はいるか。

《挙手なし》

●諮問 1-②「特定建設作業を許可制から届出制へ変更」

特定建設作業を行う場合「許可制」から「届出制」への変更について、事務手続きの簡略化や多くの建設業者の選択肢として出してもらいやすいというメリットがあることを踏まえ、これについてご異議ある方はいるか。

《挙手 2 名》

● 諮問 1-③「著しく生活環境を損なわせている特定建設作業への措置」

特定建設作業により、生活環境が著しく損なわれていると認められるときは作業時間の短縮等を勧告し、勧告に従わない場合にはその措置を命ずることが出来る事について、ご異議ある方はいるか。

《挙手なし》

(朝倉会長)

諮問①-2「特定建設作業を許可制から届出制へ変更」に関して、2 人の委員から異議があるとの事なので、再度、事務局で検討いただきたい。

● 諮問②

「習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の規制基準の変更について」
ご異議ある方はいるか。

《挙手 2 名》

(朝倉会長)

以上の結果を踏まえ、習志野市環境審議会の答申に反映していきたい。

市長への答申内容については、全会一致であったが、一部異議があった事を踏まえ、市長へ答申する。

内容については、会長一任でよいか。

(委員一同)

異議なし

(朝倉会長)

諮問③「次期習志野市環境基本計画策定について」事務局から説明願う。

■ 諮問③ 次期習志野市環境基本計画策定について

【(概要説明) 都市環境部 環境政策課 三橋課長】

(資料③-1「習志野市環境基本計画(素案)令和 7 年 9 月版の概要」

③-2「習志野市環境基本計画(素案)令和 7 年 9 月版」に基づいて説明)

※本年 5 月に高校生及び大学生を対象として開催した「習志野市の将来の環境について考えるワークショップ」の結果については、本計画の資料編へ掲載予定。

【質疑応答】

(朝倉会長)

ただいまの説明についてご意見ご質問はあるか。

(三浦委員)

13 頁のサーキュラーエコノミーについて、右側に「シェア/PaaS」と書いてあるが、これは「PaaS(パース)」物のサービス化のことだが、自動車産業の例なので本来は「MaaS(マース)」ではないかと思う。

「PaaS(パース)」だと、インターネットの中のクラウドを利用する様な考え方のことだが、これは自動車であるため、車をうまく利用するということでは Mobility as a service が正解だと思う。

ただ、広く言えばパースの中に入ってしまうため間違いではないが、もし可能であれば市役所の専門の方からエネルギー庁へ連絡し確認してもらいたい。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

確認する。

(荒原委員)

9 頁の施策 5 の指標について、現状値と計画目標値が同じ数値になっている。

なぜ同じかについては、「今後、目標値の見直しを予定している」となっているが、計画目標値に現状値と同じ数値を載せておくのはいかがなものか。

(朝倉会長)

施策 5 の指標について、「リユースサイトの活用件数」は違っているが、「1 人 1 日あたりのごみ総排出量」「1 人 1 日あたりの生活系ごみ排出量」は現状値と計画目標値が全く同じで、その下に「目標値は現状値と同じ数値とする。今後、計画の見直しに合わせて目標値の見直しを予定している」となっている。

このような状態でよろしいのかという質問である。

(都市環境部 クリーン推進課 村山課長)

現在は一般廃棄物処理基本計画を立て、その中で目標値を定めて取り組みを進めている。

この目標値を達成した指標も出てきて、それらについては基本的に令和 6 年度の数値を入れている。

来年度、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの中で目標値の見直しもしていく予定であり、環境審議会で見直しを頂きながら設定したいと考えている。

現時点では数値が決定していない中、現在の一般廃棄物処理基本計画そのままの値とすると目標値が下がってしまうため、環境基本計画ではひとまず令和 6 年度の数値を載せ、一般廃棄物処理基本計画の方で目標値を改めて立てさせて頂きたいと考えている。

(荒原委員)

趣旨は分かったが、数字をそのまま載せるのではなく「※印」にするなど、書き方の問題である。

(朝倉会長)

計画の目標値に現状値そのまま載せるのではなく、「※印」等で対応するのでもいいのではないかという意見である。

(都市環境部 クリーン推進課 村山課長)

事務局と内容を検討する。

(朝倉会長)

ぜひ検討をお願いします。

(村上委員)

61 頁の温暖化の箇所について、統計上は 2 年前のデータしかないのは分かっているが、今年度は異常だったため、コラム的に一言書いても良いかと思う。

この計画は令和 8 年度に公表となり、その次が 8 年後となると、今年度の状況が記載されないままになってしまうと思うので、書ける範囲で良いと思うが、今年度はとんでもないことになったということを、一言書いてほしいと思った。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

表現等含め検討する。

(朝倉会長)

今年は本当に異常値だったと思うため、私もそれは懸念している。

緩和と適応の話で言うと、「適応」が重要であるという認識に今年でなった気がする。

例えば水害、内水氾濫について、内水氾濫で体育館に避難したけれども電源が止まり、クーラーもなく蒸し風呂状態だったという話が聞かれているため、適応の話は 4 章に書かれているが、今年はこういった状況だったということを加えた方が、この後の 8 年間には生きてくるのではないかと感じるため、検討をお願いしたい。

今いただいた内容をとりまとめ、諮問 3 の答申の内容にまとめていきたいと思う。

(朝倉会長)

諮問④「次期習志野市緑の基本計画策定について」事務局から説明願う。

■諮問④ 次期習志野市緑の基本計画策定について

【(概要説明) 都市環境部 公園緑地課 金坂課長】

(資料④－1「次期習志野市緑の基本計画策定素案(概要版)」

④－2「次期習志野市緑の基本計画策定素案」 に基づいて説明)

【質疑応答】

(朝倉会長)

ただいまの説明について意見、質問はあるか。

(三浦委員)

83 頁の「JR 津田沼駅南口」の写真について、今後、津田沼駅南口は大規模な開発が予定され、数年後には変わってくると思うので、他の写真に差替えた方がいいのではないか。

114 頁以降に記載されている「大学の市民開放の促進」について期待しているが、大学内に立ち入りにくい現状がある。

特に茜浜、芝園の千葉工業大学は、新清掃工場と緑化に関し連携するものがあるといいのかと思う。

(都市環境部 公園緑地課 金坂課長)

1 点目、写真については検討し、変更する。

2 点目、大学の市民開放については今後、大学と進められればと思い記載しているので、努力していく。

(村上委員)

千葉工業大学では、毎年夏に小学生や一般市民へ講座等開いているので、是非参加してもらえればと思う。

大学内への立ち入りについては、大学の特性上、色々な危険物を持っている事から、OBであっても立ち入りが難しい状況である。

(朝倉会長)

地域連携等については避けて通れない部分であり、今後そういう方向になっていくと思われるが、一方で、学生の安全等守らなければいけない状況である。

(武村委員)

コロナ以前は自由に大学内に入校できたが、コロナ以降は大分状況が変化してきている。市民との連携については、日本大学では市民講座を定期的に行ったり、また習志野市とは防災協定を結んだりしている。

様々なところで連携できればと思っている。

(朝倉会長)

計画の内容に戻りたいと思う。他に質問はあるか。

(有田委員)

毎回、意見を述べているが、計画の中で緑の量、質が今後の目標になっているかと思う。

特に市全体から見ると、大学や東習志野地区の工場の緑の量が多かったが、前回の審議会でも話したように松枯れが多くなってきている。

茜浜にある大学の松も早急に対応しないと全滅してしまう可能性がある。

緑の量は公共だけでなく、民間も含まれるため大事にしていく必要があると思う。

市から指導がどこまでできるか不明だが、大学等への指導については真剣に考えていたきたいと思う。

(荒原委員)

1 点目、43 頁のピンク色の丸印「地域の顔となる緑の賑わいの拠点」にある津田沼公園を廃止する事について、法令上問題はないのか、また今後どのように緑を残していくのか。

2 点目、70、73 頁「農地の保全と活用」について、「一部変更」となっている内容について伺いたい。

(都市環境部 公園緑地課 金坂課長)

1 点目、津田沼公園について、昭和 53 年当時の急速な市街化の発展に対し、市民の健全な娯楽・休養の場を提供するとともに、良好な都市景観を構成することを目的に、本市が国より無償で借り受け、昭和 53 年に都市計画緑地として指定され、昭和 54 年より都市公園として供用している。

都市計画緑地及び都市公園の廃止については、都市公園法第 16 条の第 1 項第 1 号において都市公園を廃止できる場合として「公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」と規定されている。

津田沼駅南口地区における再開発事業は「第一種市街地再開発事業」に都市計画決定され事業を進め、この都市計画事業により津田沼緑地を廃止するものであり、法令上問題はない。

なお、都市計画緑地法の廃止は、令和 6 年 10 月 29 日に計画決定されているが、都市公園として現在併用している。

都市公園の廃止について、現在、再開発事業が一時中断しており、時期は未定だが今後の事業の進捗に応じて手続きを行っていく予定である。

2 点目、津田沼公園を廃止していく中で、どのように緑を確保していくのかについて、津田沼駅南口地区の市街地再開発事業においては、従前の緑量以上を確保しつつ、津田沼緑地の機能を再構築することとしており、娯楽・休養の場の提供や都市景観の形成といった緑地機能を維持するとともに、市民にとってより身近で活用しやすく、駅前のにぎわい形成に寄与する緑地として機能強化を図ることとしている。

具体的には街路樹や植栽帯の整備の他、駅前広場上部のペDESTリアンデッキに緑地空間の整備、民間施設建築物に屋上広場を整備することとしている。

民間施設建築物の屋上広場については、「津田沼駅南口地区 地区計画」において、市民の憩いの場となる緑豊かな空間を確保するため、植栽等で積極的に緑化された面積約 4,000 m²の広場を建築物の屋上に整備することとした地区施設と定めている。

この地区施設を定めることで民間施設の広場になるが、津田沼緑地に代わる緑地機能を持った広場の整備を担保している。

また、この地区計画において、建築物の緑化率の最低限として 20%と定めており、屋上広場を含め民間施設建築物全体でこの緑化率を満たすよう整備することとしている。

(朝倉会長)

「一部変更」の件はいかがか。

(都市環境部 公園緑地課 田村主幹)

農地と保全の活用については施策として 4 点あり、今回の改正に伴い 3 点を一部変更しており、内容としては「追加」や「拡充」となっている。

1 点目、「生産緑地地区による都市内農地の保全、特定生産緑地制度の活用推進」

前回までは生産緑地の保全で「生産緑地」だけ記載していたが、平成 29 年に生産緑地法改正に伴い、特定生産緑地制度が新たにできたことから、利用促進に関する内容を追加した。

2 点目、「市民農園の保全・活用」

市民が開設する市民農園に加え、農地所有者が開設する市民農園の周知、拡充を追加した。

3 点目、「遊休農地対策の推進」

未利用農地を遊休農地として、農地パトロール及び農地利用の意向調査など実施中の取り組みを追加した。

(朝倉会長)

基本計画書の表記として「一部変更」等は残すのか。

(都市環境部 公園緑地課 田村主幹)

説明用に「一部変更」等は記載しているため、計画では削除する予定である。

(今野委員)

基本計画 45 頁、縦書きの「将来像」が古いメッセージのままになっている。

(朝倉会長)

36 頁にも「・」が残っている箇所があるので、最終確認をお願いしたい。

(朝倉会長)

意見をまとめ、答申に反映していきたいと思う。

内容については、これまでの諮問同様、会長一任でよろしいか。

(委員一同)

異議なし

【日程第 5】報告事項

(朝倉会長)

日程第 5「報告事項」に入る。

報告①「環境審議会へ提出された意見書の取り扱いについて」事務局から説明願う。

■報告①環境審議会へ提出された意見書の取り扱いについて

【(概要説明) 都市環境部 環境政策課 三橋課長】

(報告①「習志野市環境基本計画(素案)」令和 7 年 7 月版に関する修正意見書
に基づいて説明)

【質疑応答】

(朝倉会長)

ただいまの説明についてご意見ご質問はあるか。

確認だが、基本的には特別傍聴人からの意見は、事務局で精査し必要があれば審議会で検討する事になっているという事か。

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

その通りになる。

【日程第 6】その他

(朝倉会長)

最後に日程第 6「その他」として事務局から連絡等あれば説明願う。

事務局より1点連絡事項あり

■「今後の環境審議会の開催について」

(都市環境部 環境政策課 三橋課長)

・今年度の環境審議会は全3回を予定。

・第3回環境審議会は3月中頃開催予定 (会長と日程調整後改めて委員へご連絡)

7 所管課名

都市環境部 環境政策課

電話番号 047-451-1151 （内線258）